

表3 水質管理目標設定項目及びその他の検査項目の検査頻度

(1) 水質管理目標設定項目

区分	番号	項目	目標値	測定地点数		測定頻度(回/年)	
				給水栓	原水	給水栓	原水
無機物質・金属	1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下であること	1	3	1	1
	2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下であること	1	3	1	1
	3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下であること	1	3	1	1
一般有機化学物質	5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下であること	1	3	1	1
	8	トルエン	0.4mg/l以下であること	1	3	1	1
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下であること	1	3	1	1
消毒副生成物	10	亜塩素酸	0.6mg/l以下であること	1	3	1	1
消毒剤	12	二酸化塩素	0.6mg/l以下であること	1	3	1	1
消毒副生成物	13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下であること	1	3	1	1
	14	抱水クロラール	0.02mg/l以下であること	1	3	1	1
農薬	15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下であること				
臭気	16	残留塩素	1mg/l以下であること	1		1	
味覚	17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下であること	1	3	1	1
色	18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下であること	1	3	1	1
味覚	19	遊離炭酸	20mg/l以下であること	1	3	1	1
臭気	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下であること	1	3	1	1
	21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/l以下であること	1	3	1	1
味覚	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下であること	1	3	1	1
臭気	23	臭気強度(TON)	3以下であること	1	3	1	1
味覚	24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下であること	1	3	1	1
基礎的性状	25	濁度	1度以下であること	1	3	1	1
腐食	26	pH値	7.5程度	1	3	1	1
	27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1	3	1	1
病原生物の指標	28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下	1	3	1	1
一般有機化学物質	29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下であること	1	3	1	1
色	30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下であること	1	3	1	1
一般有機化学物質	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下であること	1	3	1	1

(2) その他の検査項目

番号	項目	評価基準	測定地点数		測定頻度(回/年)	
			給水栓	原水	給水栓	原水
1	電気伝導率		4	3	毎日(閉庁日を除く)	毎日(閉庁日を除く)
2	従属栄養細菌		16	3	12	12
3	大腸菌(クリプトスポリジウム指標菌)	検出されないこと	0	3	0	4
4	嫌気性芽胞菌(クリプトスポリジウム指標菌)	検出されないこと	0	3	0	4
5	アンモニア態窒素		0	3	0	1
6	クリプトスポリジウム	検出されないこと	0	3	0	1
7	ジアルジア	検出されないこと	0	3	0	1